

目的

平成26年、西アフリカを中心に感染拡大したエボラ出血熱について、検疫及び国内体制を強化してきたところ。今回のエボラ出血熱への対応での様々な経験を踏まえつつ、今後国際的に脅威となる感染症が発生する可能性を見据えて、これらの感染症の発生予防及びまん延を防止するための対策を強化することが重要である。そこで、「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き(仮称)」を策定するため、ウイルス学、疫学、感染症の診療等の専門家及び行政関係者による検討会議を開催する。

メンバー

- ・大曲貴夫(国立国際医療研究センター病院国際感染症センター長)
- ・柏樹悦郎(広島検疫所長)
- ・小森貴(日本医師会常任理事)
- ・西條政幸(国立感染症研究所ウイルス第一部長)
- ・齋藤智也(国立保健医療科学院)
- ・西塚至(東京都福祉保健局感染症対策課長)
- ・松井珠乃(国立感染症研究所感染症疫学センター第一室長)

スケジュール

平成27年10月20日 第1回一類感染症に関する検討会
 平成28年1月27日 第2回一類感染症に関する検討会
 年度末を目処に「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き」をとりまとめ

「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き」(案)の骨子 一部抜粋

- 1 はじめに
- 2 基本的事項
 病原体の特徴と臨床像・リスク評価
- 3 対応体制
 厚生労働省、政府内、自治体、他
- 4 感染症法に基づく届出基準
- 5 感染のリスクがある者及び患者等発生時の行政対応
 初期対応・安全管理・関係機関との連携
- 6 ラボ診断
 検査材料の採取・検体材料の輸送
- 7 消毒・汚染除去等
- 8 疫学調査及び接触者の管理
- 9 医療機関における体制
 感染症指定医療機関・専門家会議・退院基準、他
- 10 遺体の管理
- 11 調査研究の実施
- 12 広報及び情報提供
 情報提供・情報公開について、他

その他の論点

- ・特定/第一種感染症指定医療機関に求められる機能と医療内容
- ・エボラ出血熱の病原体を保有していないことの確認方法の見直し
- ・情報提供、公表のあり方
 等

*1 エボラ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱

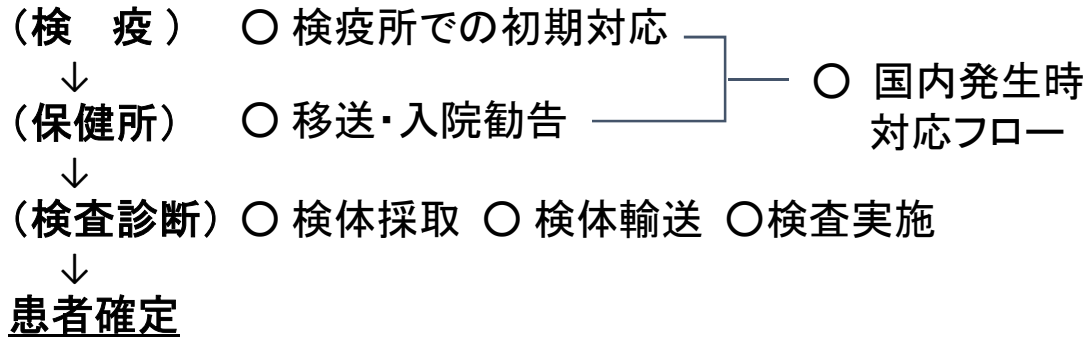
目的

2014～2015年西アフリカのエボラ出血熱アウトブレイクに対して実施してきた国内対応を踏まえ、各種通知やマニュアル等を整理し、地方自治体や保健所等が行う公衆衛生対応方針を総括し、将来の世界における大規模アウトブレイクや我が国における患者発生に備える。

① 平常時の備え

- 基本的事項とリスク評価
- 想定すべき発生状況
- 組織体制
- 届出基準(疑似症患者の定義)

② 患者発生時対応



○ 国内発生時
対応フロー

(リスクコミュニケーション)

- 広報及び情報提供

③ 調査・研究

- 調査研究の実施

- (積極的疫学調査) ○ 疫学調査及び接触者の管理
- (消 毒) ○ 消毒・汚染物除去等
- (医療機関) ○ 入院医療体制
- 一類感染症の治療に関する
専門家会議

- (退 院) ○ 退院基準
- (死 亡) ○ 遺体の管理

迅速・円滑な行政対応

(海外における発生状況に応じて、対応に関する通知、マニュアルが更新されたら、適宜手引きも更新し、行政対応が迅速に対応出来るようにする。)